

教育訓練、現場改善の取組

日本環境安全事業株式会社

取組の概要

《従業員の教育・研修制度》

- ◆ 各事業所において、JESCO及び各運転会社の社員を対象に、年間計画を作成し、各種教育・研修を実施している。

①安全、環境関連活動に関する教育、②業務内容に応じた教育(新人教育、OJT、社外講習会)、③技術・技能伝承教育(作業手順書等の教育)等を実施。

- ◆ 処理施設運転に必要な公的資格取得を奨励。

《ヒヤリハット活動、リスクアセスメント、改善提案制度》

- ◆ 事故や施設のトラブル、労働災害等を未然に防止するため、ヒヤリハット活動やリスクアセスメント活動を実施し、施設・設備の改修、作業手順書の見直し等を実施。
- ◆ 業務改善提案制度を整備し、自主活動である改善活動を通じて運転会社の業務執行の活性化を図っている。

《表彰制度》

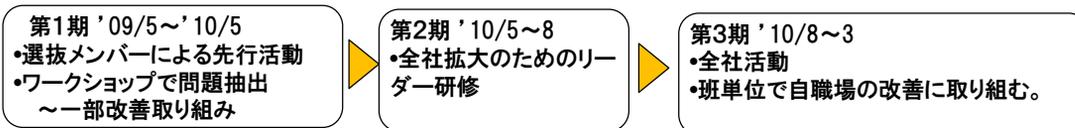
- ◆ 改善提案や日常の安全活動、優れた小集団活動などを対象に表彰制度を整備。

運転会社による小集団活動の取組

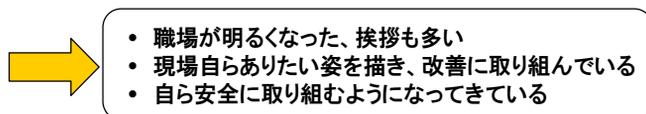
《小集団活動〔通称:モリモリ活動※〕の取組み(大阪事業所の例)》

- ◆ 運転会社は、PCB処理施設運転のために新たに設立されたSPC(特別目的会社)であり、コミュニケーションの不足等があった。
 - ◆ 現場作業員には“指示待ち”の傾向や現場改善提案も減少傾向がみられた。
- 意識改革を図り、問題提起型の能動的組織を目指すため外部コンサルタントを入れて平成21年から活動をスタート。

〔活動概要〕



〔活動による職場の変化〕



※:通称は、運転会社内の社員公募により決定

環境教育訓練一覧

参考資料2-2「JESCOにおけるPDCAサイクル」でも紹介の通り、JESCO及び5事業所の運転会社全体でISO14001の統合認証を取得すべく活動しており、下表のとおり各種教育訓練を実施している。

(対象者欄の記載)◎該当者それぞれの教育、○該当者全員に一律の集合教育、△該当者の自己研修

環境マネジメント教育訓練一覧表											
教育区分	教育訓練内容(ニーズ)	対象者(又は研修名) JESCO社員・派遣社員・/運転会社社員 (それぞれパート社員等を含む)						力量のレベル(基準)	教育資料	実施時期・頻度	規格要求事項
		部署責任者	従業員教育(全員)	内部環境監査員(候補)	新規採用者	法的資格不要	法的有資格者				
一般環境マネジメントシステム教育	ISO14001要求事項の概要について		○					—	環境MSの構築と運用 ISO14001Sとは何か 環境MSの要求事項	※ 新人研修は配属前又は配属後1ヶ月以内に実施 ※ 年度環境・訓練計画表に従い実施	a
	当事業所の環境マネジメントシステムについて		○					—	環境方針 環境マニュアル 環境関連標準類等		
	環境方針について		○		○			—			
	各自が行う作業での環境影響について		○					—	環境側面特定資料 環境影響評価資料 環境関連標準類等		b
	作業改善を行う事による環境上の利点について		○					—			
	環境MSの要求事項達成するための各自の役割と責任 ※環境目的・目標の達成について ※手順との適合について ※緊急事態の対応について 等	◎ 責任者の役割	○						—		環境マニュアル 環境関連標準類等 環境目的・目標設定表 環境実施計画・等
手順通りに作業をしなかった場合の結果について		○						—	環境マニュアル 環境関連標準類等	d	
PCBに関する教育			○		○			—	PCBに関する資料		
特定作業員教育	PCB取扱作業従事者等、特定した著しい環境側面の原因となる可能性を持つ作業手順書の教育				○	○		それぞれOJT又は業務経験・法的資格で該当作業・業務に従事できると認定された者(※)	PCBに関する資料、標準、作業手順書等(関連規程を含む)	作業従事前、手順書等の改定都度	
	分析作業従事者への教育					○	△		関連規程、標準、作業手順書等	手順書等の改定都度	
	「法的資格を有する教育」 当該作業に必要な関係法規・専門知識について専門技能の修得						△		テキスト等	外部機関の講習認定試験に時期を合わせる	
	「事業所で特定した特定施設・作業に関する教育」 当該施設・作業に必要な操作手順・専門知識について 当該施設・作業による環境影響について等				○	○	○		環境関連標準類等	随時	
緊急事態	事業所で想定した環境異常事態への対応訓練	◎	◎					—	緊急時対応マニュアル等	随時	
監査員教育	ISO14001要求事項について 監査の手順・技法について 環境特定施設の概要について 環境影響評価について、 関連法規制について等			○				内部環境監査員研修修了者	環境マニュアル 環境関連標準類等 テキスト等	随時	
		教育実施(推進)責任者	環境管理責任者他	部署責任者	環境管理責任者他	部署責任者	部署責任者	部署責任者	(※)「特定作業員」の対象とその力量については上記を基本とするものの、部門(事業所)の判断による。必要な場合は環境管理責任者が力量のレベル(基準)を定め、各部署責任者がそれぞれ認定(具体的に該当の業務と作業員)するものとする。		

(注意)特定作業員教育に関して、本社部門は非該当とする。(但し、法的知識や専門技能に関しては一部該当することから、各部署責任者の判断で必要な教育を行い、また自己研修にて力量を確保する)

環境教育訓練の実績（平成 22 年度）（1）

事業所	事例
北九州	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新規に処理施設内に入構する当社社員及び運転会社、工事業者等の従業員に対して安全のための入構教育を実施。2010 年度は約 1,900 人に対して教育を実施。 ○ 8 月の 1 期処理施設の定期点検に際し、作業の無事故・無災害を目指して安全大会を実施し、約 130 名が参加。11 月の 2 期処理施設の定期点検に際しても安全大会を実施し、併せて、避難訓練及び避難誘導訓練を実施。この訓練には協力会社作業員を含め、約 200 名が参加。 ○ 元新日鐵設備部長による安全講話、産業医と保健師による衛生講話を実施。
豊田	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の運転を安全かつ確実にを行うため、当社及び運転会社従業員を対象に、施設の設計思想と装置の安全機能について施設設計者等を講師にした安全セミナーを継続して実施。 ○ 2011 年 1 月から 1 年かけて全社員を対象に安全再教育を実施。この一環として、2010 年度は安全セミナーを延べ 14 回実施。社員の資質向上を図るため、交通安全教育、普通救命講習、環境マネジメント講習など一般教育も継続して実施。 ○ 新規入構者に対し、PCB の特性及び施設内で守るべき規則等について教育を実施。2010 年度は 786 人に対し入構教育を実施。 ○ 定期点検の開始に際し災害防止協議会を設置し、元請け及び下請けの責任者を集めて施設内で守るべき規則等について確認・指導。 ○ 毎月 21 日を安全の日と定め、所長訓示などにより安全意識を高揚。 ○ 部署毎に安全技能訓練（玉掛け訓練、保護具装着訓練等）を繰り返し行うとともに、ヒヤリハット・気がかり活動の取組をすすめ、注意喚起や危険予知徹底、設備改善など、ソフト面、ハード面に対応。2010 年度は 405 件の提案等あり。
東京	<ul style="list-style-type: none"> ○ 従業員教育を年度初めに計画して実施。（特化則・酸欠則・クレーン則・粉じん則等の特別教育や高圧ガス保安、危険物取り扱い、化学物質の取り扱い、作業環境や排気・排水管理、健康管理・衛生等） ○ 労働安全衛生に関する所長の緊急安全訓示を当社社員及び運転会社従業員に対して実施。年始には再度所長から今年の重点課題（労働災害撲滅等）を示し、注意喚起。これに対し運転会社から労働災害ゼロ等をする決意表明。 ○ 労災防止のため「コア解体作業改善教育」や「ヒューマンエラー防止教育」等の臨時教育を追加し、啓発ポスターや「作業安全マニュアル」等により徹底。

環境教育訓練の実績（平成 22 年度）（2）

事業所	事例
大阪	<ul style="list-style-type: none"> ○ 此花消防署長による防災講演会を実施。 ○ 安全作業マニュアルを改訂し、作業に従事する全従業員に対して再教育を行い、手順を徹底。今後も定期的に見直し ○ 安全教育活動として当社及び運転会社従業員に対して毎月テーマを決めて安全教育を実施。
北海道	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新規入構者に対して、当社及び運転会社従業員以外の者を含めて、PCB の特性及び施設内で守るべきルール等について教育を実施。2010 年度は、計 657 名に対し教育を実施。2011 年度からは更新教育も実施。 ○ 施設の安全操業継続と、万一のトラブル発生時の迅速な対応に備えるための安全衛生教育活動として当社及び運転会社従業員に対し、安全・衛生に関する教育を計 9 回実施。 ○ 産業医による衛生講話や室蘭労働基準協会が主催する技能講習や特別教育等への参加、定期点検時の当社・運転会社・元請業者による三者安全パトロール、保護マスクの装着テストの実施等により、従業員の知識・技能の向上及びモチベーションの維持に努めている。

ヒヤリハットに関する取組

- ・ 事故や施設のトラブル、労働災害等を未然に防止するため、各事業所においてヒヤリハット(HH)活動を実施している。
- ・ 平成22年度中(2月末まで)の各事業所におけるヒヤリハット報告件数は下表のとおりである。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	11月	11月	12月	1月	2月	合計	(件) 前年度
北九州	3	0	2	0	0	0	1	0	3	6	6	21	5
豊田	7	11	151	9	8	4	5	2	149	3	4	354	390
東京	6	3	18	22	32	53	38	28	21	24	21	266	228
大阪	44	33	22	5	3	1	62	33	22	40	45	309	343
北海道	85	99	47	85	93	45	76	125	77	145	78	955	498

※大阪事業所と北海道事業所はヒヤリハットとキガカリを分けて集計しているが、上記は合計した数字。

※北九州事業所では、ヒヤリハット報告とは別に、安全衛生リスクアセスメント活動に取り組んでおり、本年度は約430件のリスクが抽出され、改善運動に取り組んでいる。